定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。なお、効力発生日は平成二十七年十一月二十日です。

平成二十七年十月二十八日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

株式会社ラストリゾート

代表取締役　原田　資子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月二十八日

東京都中央区京橋二丁目八番一五号

ニックス株式会社

代表取締役社長　西澤　秀記

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月二十八日

大阪市西成区玉出西二丁目一三番二一号

東邦商事株式会社

代表取締役　豊島　邦光

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ローズバッドと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十月二十八日

東京都渋谷区神宮前六丁目二五番一六号

株式会社エレファント

代表取締役　佐達　佳民

社債権者集会決議認可公告

平成二十七年九月二十六日開催の当社第一回無担保利付少人数私募債社債権者集会における左記決議について裁判所の認可（名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十七年十月六日決定）を得ましたので公告致します。

社債権者各位

記

株式会社香月コーポレーションが平成二十一年七月三十日に発行した第一回無担保利付少人数私募債につき、平成二十七年十二月一日以降の利息については毎月末日を支払期日として、各々その日までの前一月分を支払う、ただし、一月に満たない期間につき利息を計算するときは、その一月間の日割でこれを計算する、平成二十七年八月一日から平成二十七年十一月三十日までの利息は、平成二十七年十一月三十日に支払う、と変更する。

平成二十七年十月二十八日

愛知県豊川市西島町袖身八番地

株式会社香月コーポレーション

代表取締役　大岩　孝彰

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である池田千恵美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十月二十八日

東京都中央区日本橋兜町五番一号ＭＥＴＬＩＦＥ兜町ビル三階　NextDocs Corp.日本における代表者　池田千恵美

限定承認公告

本籍京都府京都市上京区黒門通丸太町上る小傳馬町五四四番地、最後の住所京都府亀岡市大井町並河二丁目二七番五号

被相続人　亡　前田　三郎

右被相続人は平成二十七年七月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年十月二十日京都家庭裁判所園部支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十八日

京都府亀岡市大井町並河二丁目二七番五号

相続財産管理人　前田三千男

全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十日付定款変更により、全部取得条項付種類株式となる普通株式につき、全部取得することにいたしましたので公告します。なお、取得日は、平成二十七年十一月二十日です。

平成二十七年十月二十八日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

株式会社ラストリゾート

代表取締役　原田　資子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年十月二十八日

埼玉県久喜市久喜北一丁目二番二号

有限会社ケイ・アンド・パートナーズ・ルネッサンスコンサルティング

代表取締役　柿沼　隆

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年十月二十八日

東京都港区赤坂一丁目一五番三〇号

株式会社コーセーアールイー

代表取締役　諸藤　敏一

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年九月二十八日開催の総会の議決により、出資一口の金額十万円を五万円に減少することにいたしましたので、農業協同組合法第四十九条第二項の規定により公告します。

この議決に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は当組合の主たる事務所に備え置いております。

平成二十七年十月二十八日

三重県南牟婁郡御浜町大字上野一五八〇番地の二

農事組合法人尾崎畜産御浜ファーム

理事　尾崎　光広

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額五十四億八千百万円を三十三億四千万円減少して二十一億四千百万円とし、発行済優先出資総口数十万九千六百二十口のうち六万六千八百口を一口に対して金五万円をもって有償消却して四万二千八百二十口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年四月二十三日付官報の号外第九十四号五十七頁に掲載されています。

平成二十七年十月二十八日

東京都新宿区下宮比町一番四号税理士法人ザット内

江戸見坂特定目的会社

取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十七年十月二十日付官報号外第二三九号の八十八頁に掲載されています。

平成二十七年十月二十八日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｇｉｎｇａ特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十八億五千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年十一月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十月二十八日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｇｉｎｇａ特定目的会社

取締役　目黒　正行

取消公告

平成二十七年九月十八日掲載の吸収分割公告は取消します。

平成二十七年十月二十八日

東京都新宿区新宿五丁目一七番一三号

ＯＲＩＥＮＴＡＬ－ＷＡＶＥビル六階

（甲）株式会社ＡＬＥＸＡＮＤＥＲ＆ＳＵＮ　代表取締役　鄒　積人

大阪市北区西天満四丁目三番一号

（乙）有限会社ヴァレイ

取締役　山本　隆久

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十八日付第二四五号

六四ページ●同日付政府調達第二〇二号四〇ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）